

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

令和四年五月十七日

埼玉県川越建築安全センター所長 大島 勝

